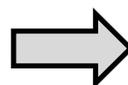


令和4年4月1日から

納税証明書交付手数料が現金納付へ切替

わります！

～手数料は収入証紙から



現金で納めていただくようになります～

既に購入されている収入証紙の使用期限について

令和4年3月31日以前に納税証明書交付申請のために購入された収入証紙は、令和5年3月31日までは、交付申請書に貼付して使用できます。

この期限を過ぎますと、納税証明書交付手数料の納付のために収入証紙を使用することは出来なくなりますので、ご注意ください。

【納税証明書についてのお問い合わせ先】

神奈川県税務指導課

納税グループ 045-210-2332 (直通)

※使用する見込みが無い収入証紙の還付申請について

納税証明書交付手数料の納付のために購入され、上記使用期限までに使用される見込みが無い収入証紙は、県に返還して現金の還付を受けることができます。

【還付申請についてのお問い合わせ先】

神奈川県会計局会計課

決算国費グループ 045-210-6770 (直通)